

三河安城駅周辺市有地  
有効活用事業事業者募集要項

令和8年度  
都市計画課

## 目 次

契約締結までのスケジュール（概要）	2
1 事業趣旨	3
2 事業対象地	3, 4
3 事業条件	5
4 受付期間・場所	6
5 募集要項への質疑	6
6 提出書類等	7, 8
7 プレゼンテーション審査の実施	9
8 最終結果通知	10
9 使用開始・使用料	10
10 リスク管理	11

【様式等】安城市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

- ・土地使用申込書（様式1）
- ・質疑書（様式2）
- ・設計図
- ・安城市所有貸出可能備品リスト
- ・プロポーザル審査表
- ・選定委員会における候補者の選定方法

## 契約締結までのスケジュール（概要）

### 1. 募集要項公表

募集要項公表	令和8年4月13日(月)
--------	--------------



### 2. 質疑書受付・回答

質疑書受付	令和8年4月13日(月)から4月23日(木)まで
質疑書回答	令和8年4月30日(木)までに安城市公式ウェブサイト上で回答



### 3. 受付期間・受付場所（提案書類提出）

受付期間	令和8年4月13日(月)から5月7日(木)まで(土日祝を除く)
受付時間	午前8時30分から午後5時まで
受付場所	安城市役所都市計画課拠点整備係(北庁舎4階) 電子メール toshikei@city.anjo.lg.jp



### 4. 書類審査 ※プレゼンテーション審査に進む提案は5件程度とします。



### 5. 書類審査結果通知

通知日	令和8年5月14日(木)
-----	--------------



### 6. プレゼンテーション審査実施日

日時	令和8年5月20日(水)（予備日5月25日(月)）
場所	安城市役所
内容	提案説明(15分) 質疑応答(10分)



### 7. 最終結果通知

通知日	令和8年5月29日(金)
-----	--------------



### 8. 協定手続き

協定締結	令和8年6月予定
------	----------



### 9. 事業実施

事業開始	令和8年9月予定
------	----------

※都合によりスケジュールを変更する可能性があります。

## 1 事業趣旨

近年、国においては、地域住民や地元事業者等が主体となって公共空間を日常的に管理・活用し、まちの環境維持や地域の価値向上を図る取り組み（エリアマネジメント）が推進されています。

本市においても、第三次安城市都市計画マスタープランに基づき、「市民とともに作り・つかう協創のまちづくり」を進めています。特に三河安城駅周辺では、公共空間の活用が活発に行われ、活動データの蓄積やまちづくり意識の醸成が進みつつあります。

次項に示す位置の土地（以下「マチナカプレイス1」という）は、駅前広場に隣接する利用価値の高い場所ですが、現状は立ち入り禁止の更地となっています。そこで、多くの市民や来街者に利用していただけるよう、市にて整備することを予定しています。

整備完了後、マチナカプレイス1において居心地が良く滞在したくなるような空間を創出するため、マチナカプレイスメイキング制度を活用した社会実験として、マチナカプレイス1のつかい方の提案を広く募集します。募集する提案内容は、地域住民が日常的に利用・滞在したくなる企画、この公共空間をPRする企画、良好な環境の維持・創出に関するアイデア等です。

本事業は、地域住民、地元事業者、活動者等が主体となった公共空間の日常的な管理・活用により、エリアマネジメントの実現につながることを期待するものです。

## 2 事業対象地

### (1) 状況

土地の表示	安城市三河安城町1丁目8番地7, 8
地目	雑種地
面積	約540㎡
使用期間	事業者選定後に締結予定の三河安城駅周辺市有地有効活用事業の社会実験実施に関する協定に定める使用開始日から令和9年3月31日まで(予定)
車両乗り入れの状況	東側 幅15m 北側 乗り入れ不可 西側 乗入れ不可、三河安城暫定広場への進入可 南側 乗り入れ不可
用途地域	市街化区域（商業地域）
地区計画区域	三河安城駅周辺地区 ※建築物の用途制限あり
水道・下水道・電気・ガスの整備状況	電気 整備済 容量30Aを上限に使用可能。 上下水道・ガス 未整備
最寄り駅	JR東海道線 三河安城駅 約150m

(2) 位置図



※赤枠：「マチナカプレイス1」

※現地説明会はありません。必要な場合は位置図により現地の下見をしてください。

(3) 整備予定内容

別紙「設計図」のとおり。ただし、芝生及び舗装部分の形状等について、より利便性の高い提案があった場合は、内容を変更する可能性があります。

### 3 事業条件

- (1) マチナカプレイス1を使用する際は、騒音の防止や安全な環境の維持等、地域住民の日常生活へ十分配慮してください。また、他の市民又は団体が実施するマチナカプレイスメイキングに対する協力・調整を含め、マチナカプレイス1の使用は、誰もが利用できる開かれたものとしてください。
- (2) 事業者は、マチナカプレイスメイキングの「つかうプラン」に相当するものとして、社会実験の内容を具体的に記載した事業計画を、実施の1か月前までに提出してください。
- (3) 事業者は、社会実験の際に、イベントの参加者数や出店販売の売上金額、利用者及び出店者のニーズ調査等の活動データを収集し、マチナカプレイスメイキングの「つかったレポート」として、月ごとに取りまとめた活動報告書を提出してください。
- (4) 安城市所有の物品を利用することができます。(別紙「安城市所有貸出可能備品リスト」)
- (5) マチナカプレイス1に付帯する電源設備(30Aが上限のコンセント)を使用できます。電気使用料は事業者が負担するものとし、その金額については協議の上決定します。
- (6) 事業者は、土地及び設置物の維持管理、並びに訪れる人が居心地よく過ごせる空間づくりに努めることとします。  
特に、土地及び設置物の維持管理として、以下の事項は必ず行うこととします。
  - ・本事業期間中に1回以上の芝刈り相当の管理
  - ・社会実験により発生したごみの収集
  - ・事業者が設置した構造物等の安全管理及び災害時等の事故防止の実施
- (7) 市は、本事業の実施に係る事業協力費として、維持管理相当分を活動報告書の受理後に支払うことができます。詳細は市と事業者で締結する協定によって定めることとします。
- (8) 事業者は、本事業の終了時に、自ら設置した構造物等を撤去し、土地を原状復旧するものとしてします。ただし、市が認めた場合はこの限りではありません。

#### 4 受付期間・場所

受付期間	令和8年4月13日(月)から5月7日(木)まで(土日祝を除く)
受付時間	午前8時30分から午後5時まで
受付場所 提出先	安城市役所都市計画課拠点整備係(北庁舎4階) 電子メール toshikei@city.anjo.lg.jp
問合せ先	電話 (0566)71-2243 電子メール toshikei@city.anjo.lg.jp

- (1) 持参または電子メールにより提出してください。
- (2) 持参により提出の場合は、申込受付後、指定の電子メールアドレスへ提案書データを送付していただきます。
- (3) 電子メールにより提出の場合は、必ず電話にて受信確認を行ってください。

#### 5 募集要項への質疑

質疑書受付	令和8年4月13日(月)から4月23日(木)まで
質疑書回答	令和8年4月30日(木)までに安城市公式ウェブサイト上で回答
問合せ先	電話 (0566)71-2243 電子メール toshikei@city.anjo.lg.jp

※質疑は指定用紙(様式2)に記入し、電子メールに添付して提出してください。

6 提出書類等

提出書類等	備考
土地申請書	* 様式1
・申込みは個人又は法人を問いません。	
提案書（A3片面2枚まで。下線部は必須とする。）	* 自由様式
<p>1. 事業意欲及び動機(400字程度)</p> <p>2. マチナカプレイスメイキング            (市民及び来街者にとって居心地の良く滞在したくなるような空間を創出するマチナカプレイス1のつかい方の提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に公共空間を活用する企画                (キッチンカースペース運用、定期出店、オープニングイベント、月一マルシェ)</li> <li>・地域の活動団体、地元事業者等との連携協力に向けた取り組み</li> <li>・実施計画(上記企画の実施回数、頻度、時期) <span style="float: right;">など</span></li> </ul> <p>3. 維持管理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地及び設置物の維持管理方法(環境美化の仕組み、滞在性を高めるファニチャーの設置と管理、事故の防止策)</li> <li>・維持管理体制(責任者、人員、連絡体制、協力体制) <span style="float: right;">など</span></li> </ul> <p>4. PR 方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マチナカプレイス1及び実施する取り組みの PR 方法 <span style="float: right;">など</span></li> </ul> <p>5. 整備内容に対する提案(任意)            (提案条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微な変更であること</li> <li>・事業終了後も一般的な公共用地として維持管理が可能なものであること</li> <li>・整備予定に無い新たな提案に関しては図面及び見積を添付すること                ※活動に必要な設備を事業者自ら設置し、事業終了時に原状(事業開始前の状態)復帰して返還することが可能と市が認めた場合は、上記条件に限らない。</li> <li>・芝生、舗装、電源設備等の配置や規模 <span style="float: right;">など</span></li> </ul> <p>6. その他提案事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりに意欲のある市民の発掘と連携</li> <li>・事業条件に提示されているもの以外の、社会実験データの収集</li> <li>・三河安城駅周辺の公共空間との一体活用</li> <li>・そのほかセールスポイント <span style="float: right;">など</span></li> </ul>	
<p><b>納税証明書(市税の完納証明) * 住所が市外の場合にのみ必要</b></p>	

- (1) 提出書類に関しては、申込時にすべて提出してください。
- (2) 提案書に関しては、申込受付後、受付期間内に指定の電子メールアドレスへ送付(PDF形式)してください。

- (3) 提出された書類は、撤回できません。
- (4) 提出された書類は、返却しません。
- (5) 虚偽の記載があった場合は、申込みを無効とします。
- (6) 提案書作成費用や提出にあたっての諸費用は申込者の負担とします。
- (7) 次のいずれか一つにでも該当する場合は申込みをすることができません。

ア 税金を滞納している者

イ 未成年者（親権者の同意のある者を除く）

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

エ その他、市長が不適格と認めた者

## 7 プレゼンテーション審査の実施

書類審査通過者が提出された提案書に基づきプレゼンテーション審査を実施します。

日時	令和8年5月20日(水) (予備日5月25日(月)) 申込受付順にて実施します。 書類審査通過者には、日時と会場を別途通知します。
場所	安城市役所
内容	提案説明(15分) 質疑応答(10分)

### (1) 審査方法

候補者の選定方法については、別紙「選定委員会における候補者の選定方法」のとおりとします。

### (2) 評価項目・使用条件

評価項目及び配点については、別紙「プロポーザル審査表」のとおりとします。ただし、以下の活動は不可とします。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する活動
- ・安城市暴力団排除条例（平成24年4月1日施行）に基づく排除措置の対象となるものが関係する活動
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を利する用途に該当する活動
- ・宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とした事業を営む活動
- ・青少年に有害な影響を与える興行、物販、サービスに該当する活動
- ・騒音・振動・塵埃・視覚的不快感・悪臭・電磁波・危険物等を発生又は使用する等周囲に迷惑を及ぼすような活動
- ・公序良俗に反する活動

### (3) 選定委員

	所 属
委員長	安城市都市計画課長
委員	安城市都市計画課主幹
委員	安城市都市計画課拠点整備係長

### (4) 留意事項

- ア プレゼンテーション審査当日の出席者は3名までとします。
- イ パソコン、プロジェクター及びスクリーン等は会場に準備しますが、各自説明できるようパソコン等お持ちください。
- ウ 投影は提出済みの提案書（PDF形式）のみとします。
- エ 提案書は受付期間中に提出されたもの限り、追加資料は認めません。

8 最終結果通知

<b>通知日</b>	<b>令和8年5月29日(金)</b>
<b>通知方法</b>	<b>文書にて郵送で通知</b>

9 使用開始・使用料

<b>使用開始</b>	<b>市と事業者で締結する協定に定める使用開始日から</b>
<b>使用料</b>	<b>無償</b>

※都合によりスケジュールを変更する可能性があります。

## 10 リスク管理

事業者は、活動にあたり対象地の設備等を損壊又は破損したときは、原状復旧するか損害の相当額を賠償することとします。ただし、やむを得ない時は、市の承諾により原状復旧や賠償を不要とします。

なお、対象地の使用中のリスク分担の詳細は、以下のリスク分担表のとおりとします。

リスク分担表

種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
書類の誤り	市作成書類（募集要項及び契約書等）の誤りによるもの	○	
	事業者作成書類（提案書及び提案価格書等）の誤りによるもの		○
地域住民、利用者への対応	活動に対する地域住民、利用者からの苦情又は要望等への対応		○
	上記以外の地域住民、利用者からの苦情又は要望等への対応	○	
利用者、第三者への賠償	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	上記以外の場合	○	
安全性の確保	事業者の活動に関わる安全性の確保及び環境保全への対応		○
	上記以外の場合	○	
不可抗力	予測不可能な自然災害、第三者の行為によるもの	○	
労務災害	業務従事者の労務災害等		○
債務不履行	事業者の事業放棄・破綻や契約違反・債務不履行によるもの		○
	事業者の提案内容から一定のレベルを下回った場合		○
	市の債務不履行	○	
維持管理	安全上必要とされる改修	○	
	活動サービス向上のための改修		○
	事業者の責めに帰すべき市施設等の損壊又は破損		○
	上記以外の市施設等の損壊又は破損	○	
	事業の活動に関わる清掃やごみ処理		○
	上記以外の場合	○	
	事業実施による電気、水道、ガス等の使用料		○
上記以外の場合	○		

その他記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協議の上処理するものとします。

### 【事務局】

安城市役所 都市整備部 都市計画課 拠点整備係

住所：〒446-8501 安城市桜町18番23号

電話：0566-71-2243（直通）

Mail：toshikei@city.anjo.lg.jp

担当：柴川、酒井